
令和3年 第2回(定例)日南町議会会議録(第5日)

令和3年3月24日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和3年3月24日 午前9時開議

- 日程第1 議案訂正について(議案第24号 令和3年度日南町一般会計予算)
- 日程第2 議案第5号 日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について
- 日程第3 議案第6号 日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第7号 日南町職員定数条例の一部改正について
- 日程第5 議案第8号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第9号 日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 日南町美術振興基金条例の制定について
- 日程第12 議案第33号 工事請負契約の変更について(令和2年度 日南町TOWNS-NET光化工事(第2期))
- 日程第13 議案第34号 工事請負契約の変更について(日南町木材団地拡張造成工事)
- 日程第14 議案第35号 日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第36号 日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第37号 日南町小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第17 議案第38号 令和2年度日南町一般会計補正予算(第13号)
- 日程第18 議案第39号 令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議案第24号 令和3年度日南町一般会計予算
- 日程第20 議案第25号 令和3年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 令和3年度日南町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 令和3年度日南町介護サービス事業特別会計予算

- 日程第23 議案第28号 令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 日程第25 議案第30号 令和3年度日南町簡易水道事業会計予算
- 日程第26 議案第31号 令和3年度日南町下水道事業会計予算
- 日程第27 議案第32号 令和3年度日南町病院事業会計予算
- 日程第28 議案第40号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて
- 日程第30 令和3年陳情第1号 日本政府が核兵器禁止条約への署名と批准をすみやかに
行うことを求める意見書採択についての陳情書
- 日程第31 発議第1号 日南町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第32 発議第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書
提出について
- 日程第33 委員会の閉会中の継続調査について
(議会運営委員会の調査)
(総務教育常任委員会の調査)
(経済福祉常任委員会の調査)
(議会広報常任委員会の調査)
(中心地域整備に関する調査特別委員会の調査)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案訂正について(議案第24号 令和3年度日南町一般会計予算)
- 日程第2 議案第5号 日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止につ
いて
- 日程第3 議案第6号 日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃
止について
- 日程第4 議案第7号 日南町職員定数条例の一部改正について
- 日程第5 議案第8号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について
- 日程第6 議案第9号 日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資
産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条
例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について

- 日程第11 議案第14号 日南町美術振興基金条例の制定について
- 日程第12 議案第33号 工事請負契約の変更について（令和2年度 日南町TOWNS-
NET光化工事（第2期））
- 日程第13 議案第34号 工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）
- 追加日程第1 発議第3号 「議案第34号 工事請負契約の変更について（日南町木材団
地拡張造成工事）」に対する附帯決議
- 日程第14 議案第35号 日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について
- 日程第15 議案第36号 日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例
の一部改正について
- 日程第16 議案第37号 日南町小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第17 議案第38号 令和2年度日南町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第18 議案第39号 令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第24号 令和3年度日南町一般会計予算
- 日程第20 議案第25号 令和3年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 令和3年度日南町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 令和3年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 日程第25 議案第30号 令和3年度日南町簡易水道事業会計予算
- 日程第26 議案第31号 令和3年度日南町下水道事業会計予算
- 日程第27 議案第32号 令和3年度日南町病院事業会計予算
- 日程第28 議案第40号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることにつ
いて
- 日程第30 令和3年陳情第1号 日本政府が核兵器禁止条約への署名と批准をすみやかに
行うことを求める意見書採択についての陳情書
- 日程第31 発議第1号 日南町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第32 発議第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書
提出について
- 日程第33 委員会の閉会中の継続調査について
（議会運営委員会の調査）
（総務教育常任委員会の調査）
（経済福祉常任委員会の調査）
（議会広報常任委員会の調査）
（中心地域整備に関する調査特別委員会の調査）
-

出席議員（10名）

1番	大西	保君	2番	古都	勝人君
3番	岡本	健三君	4番	荒木	博君
5番	櫃田	洋一君	6番	岩崎	昭男君
7番	近藤	仁志君	8番	久代	安敏君
9番	坪倉	勝幸君	10番	山本	芳昭君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 花倉幸江君 書記 花倉順也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中村英明君	副町長	丸山悟君
教育長	伊田典穂君	総務課長	木下順久君
企画課長	實延太郎君	建設課長	財原積君
住民課長	浅田雅史君	農林課長	坂本文彦君
福祉保健課長	渡邊輝紀君	教育次長	村上伴樹君
会計管理者	長崎みよ君	保育園長	段塚直哉君
農業委員会事務局長	松本道博君	病院事業管理者	中曾森政君
病院事務部長	福家寿樹君		

午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は10名です。定足数に達していますので、令和3年第2回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

タブレットの令和3年第2回定例会フォルダの追加報告書ファイルをお開きください。

本町の監査委員から、令和3年3月18日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。1ページから11ページのとおり報告します。

同じく、本町の監査委員から、令和3年3月22日付をもって、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき報告があり

ました。12ページから15ページのとおり報告します。

日程第1 議案訂正について（議案第24号 令和3年度日南町一般会計予算）

○議長（山本 芳昭君） タブレットの令和3年3月24日議案訂正ファイルをお開きください。

日程第1、議案訂正について（議案第24号 令和3年度日南町一般会計予算）を議題とします。

本案について、町長から訂正理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 事件の訂正請求書ということで、日南町議会議長、山本芳昭様。内容でございますが、令和3年3月2日に提出した事件は、次の理由によりまして別紙のとおり訂正したいので、日南町議会会議規則第20条の規定によりまして、請求をさせていただきたいと思っております。

件名ですが、議案第24号、令和3年度日南町一般会計予算。

理由ですが、森林保全総合対策事業及び日南町林業成長産業化モデル事業の歳入の財源における款の誤りでございます。本来ですと、森林整備基金の1万円及び緑と水のふるさと活性化基金利子の6,000円は財産収入として計上すべきところでしたけれども、繰入金という計上をしております。款の訂正をお願いするものでございます。

予算書の訂正箇所につきましては、議案訂正ファイルのほうにその内容を記載しておりますけれども、また、予算審査特別委員会におきまして、農林課長より説明し、御審議をいただいたところでございます。おわびを申し上げまして、また、訂正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案訂正について（議案第24号 令和3年度日南町一般会計予算）を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号の訂正を許可することに決定しました。

日程第2 議案第5号 及び 日程第3 議案第6号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議案書ファイルをお開きください。4ページから5ページ。

日程第2、議案第5号、日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について、日程第3、議案第6号、日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について、以上、条例の廃止関係2議案を一括議題とし、前回の議事を継続します。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第2、議案第5号、日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号、日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号

○議長（山本 芳昭君） タブレット6ページ。

日程第4、議案第7号、日南町職員定数条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第4、議案第7号、日南町職員定数条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 私は、議案第7号、日南町職員定数条例の一部改正につ

いてに反対の立場から討論します。

この議案は、保育園を教育課へ移管するために職員定数を変更するためのものです。同じ組織にすることで、保育園と小・中学校との連携を強化するのが目的とのことですが、しかし、小学校入学前の教育と入学後の教育はいささか違ったものなのではないでしょうか。教育課の考え方を保育園に持ち込むことで、保育園にかえて混乱を引き起こさないか心配です。また、小・中学校は、その9年間で義務教育を終えるのが役割です。保育園や幼稚園は義務教育ではないのですから、そこへ行かずに、いきなり小学校へ入学する子供も教育することが求められています。ですので、まずは小・中学校が義務教育をきっちりできる体制を整えるのが先決です。保育園との一貫教育は、その後で考えればよいのではないのでしょうか。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 本条例改正につきましては、保育園を教育委員会に移管するためのものでありますけれども、保育園長を現場に配置をされるということでありまして、保育の質は担保されると思っておりまして、これまで以上に保小中の連携の上での一貫教育は充実できるものだと思っております。

また、先ほど岡本議員の発言の中にもありましたけれども、教育委員会の考え方を押しつけるということではないものと思っております。一面では、生涯教育、社会教育という側面もあろうかと思っておりますので、保育園が教育委員会の下で充実された保育につながることを期待を申し上げて、賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君） 8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 私は、本定数条例の一部改正について反対の立場から討論をいたします。

平成21年に小学校が移行統合になる前に、山の上にあった幼稚園、それを幼保一元化ということで、かなり議論をされてきた経過がかつてありました。保育園ということで、にちなん保育園、分園もありますけれども、いうことになった経過があります。なぜ幼保一元化の議論の中で保育園にされたのかということを考えてみれば、やっぱり就学前の子供たち、あるいは未満児ですね、いわゆる未満児という言い方しますけれども、やっぱり子供というのは発達段階で物すごく保育、あるいは教育についても成長が見られます。小・中学校は教育委員会の管轄なんですけれども、なぜこれまで保育園ということで維持されてきたのかということを考えれば、やっぱり保育園の子供たちが小学校に入学できるということもまた楽しみの一つであって、私はあえて教育委員会の管轄に今急いである必要はない。もっと、認定こども園に将来したいという考え方もあるようですけれども、今たちまち急いで保育園を教育委員会の管轄にする必要性はないと、もう少し議論を深めるべきだというふうに考えて、反対をいたします。

○議長（山本 芳昭君） 2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

今、久代議員のほうから経過の説明があったわけですが、当時は社会構造も変わりまして、夫婦の共働きという時代にまさに突入した時期でありまして、御承知のように、保育園は保育に欠けるという大前提があります。しかしながら、文科省管轄の、当時は文部省だったと思いますが、いわゆる今論議されとる就学前教育、これをしっかりしないと、体系的な日南町の子供の成長が確保できないのではないかという保護者からのたくさんの意見があって、まずは職員が交流をして、幼稚園のいいところ、保育園のいいところを勉強した上に、長時間の保育が可能な保育園に学校教育の就学前教育を取り込んだ現在の形の保育園を構築するというので、当時の保護者が一致した経過があるわけですが、まさに、今となってみれば、ほとんどの保護者は就労しております。その間を誰が保育、教育をするのかという問題がさらなる浮き彫りとして上がってきたわけですが、今、1年間かけて幼保の認定こども園を目指すという発想はまさに当たっていると思いますし、教育の専門家である教育委員会が、事務局ではなくて教育委員が十分に配慮いただければ、今御心配のようなことも確保できると思っております。そういう思いで、私は本件に対して賛成の立場とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号

○議長（山本 芳昭君） タブレット7ページ。

日程第5、議案第8号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第5、議案第8号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 私は、議案第8号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに反対の立場から討論します。

この議案は、役場などで働く会計年度任用職員の方が病気やけがで御自分の意思にかかわらず長期休職になった場合や、起訴され休職しなければならないときの給与を定めるものです。この議案では、給与を支払わないことになっています。一方で、正職員の方の場合、前者には給与の8割を、後者には6割までを支払うことになっています。臨時職員から会計年度任用職員へと制度が変わり、サービスの規定も正職員の方同様に適用され、責任も負わされているにもかかわらず、扱いが違います。職員の方の間にこのような分断を持ち込むのはよくないと思います。正職員になっていただくのが一番よいのですが、まずは待遇をできるだけ同じにする必要があります。同じ職場ですので、そのほうが互いにやる気も出ると思います。正職員と同じ割合の給与の支払いを求めて、私の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

この年度任用職員については、まだ制度ができて日にちも浅い、実績がどうなっているのか、あるいは全国での取扱いはどのようになっているのかというような部分で、まだ調査、研究する必要があると思っております。法第28条2項ですか、上位法でもそのように定めてあるわけでございますので、ここはじっくりと様子を見て、本当に支障があるのかどうかということを見定めるべきだろうと思えますし、同じ役場に来ても、やはり自宅との関係で、正職員になりたくない、責任はそんなに負いたくない、家庭の事情も考慮しなければならないというような、いろんな立場の方が勤めておられるわけございまして、ぜひその職員待遇ということになれば、頑張っって勉強していただいて正職員の試験に合格していただく、そして、この町の発展のために力いっぱい働いていただくということを期待して、私は賛成といたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本 芳昭君） タブレット 8 ページから 9 ページ。

日程第 6、議案第 9 号、日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 6、議案第 9 号、日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 9 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 10 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 10 ページから 11 ページ。

日程第 7、議案第 10 号、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 7、議案第 10 号、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 10 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 1 1 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 1 2 ページから 1 3 ページ。

日程第 8、議案第 1 1 号、日南町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回は行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

3 番、岡本健三議員。

○議員（3 番 岡本 健三君） コロナウイルス感染症に罹患した被用者の方の傷病手当ですね、期間を延長することでいいんですけれども、対象が被用者のみに限られています。一般質問のときにも事業者の方にも拡大してくださいということを申し上げたんですけれども、お答えいただけなかったので、改めてどのようなお考えかお聞きします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、そういう御意見をいただきましたが、内容的には議案の内容のほうで進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 3 番、岡本健三議員。

○議員（3 番 岡本 健三君） 条例自身は議案の内容でも結構なんですけれども、岩美町では要綱で事業者の方への傷病手当の給付ということで拡大しております。そういったことも今からでも検討していただきたいと思うんですが、特に、この間資料を出していただきましたけれども、日南町では 5 人以下の事業所、恐らく社会保険、協会けんぽでなく、国保で対応されてると思われる事業所も、この間出た資料の中でも 8 0 以上あります。さらに農業者の方を含めれば相当な数になると思いますので、ぜひ御検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 他の町村等の、県内も含めて、確かにそういった事例があるということは承知しておりますので、そういったことも含めまして検討はしたいというふうに思いますが、現時点では、どういんでしょうか、御意見として賜りたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 8、議案第 1 1 号、日南町国民健康保険条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 1 1 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第9 議案第12号

○議長（山本 芳昭君） タブレット14ページから15ページ。

日程第9、議案第12号、日南町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 介護保険料を一部値上げするというのがこの改正の趣旨です。それで、そのときに、今度、第7期から第8期に移り変わるわけで、この場合に、保険料は基金を使うということを前提に決めるというのが原則だというふうに国の指針では出てると思います。それで、日南町の場合を見てみますと、前回、6期の末にも基金が約2億円残っておりまして、今回も7期から8期へ移るときに約2億円残っておりまして、これだけ見ると特に値上げをする必要はないように感じるんですけども、この基金の在り方に関してお考えをお聞きしたいんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） おっしゃるとおり、そういった基金は保有してるということはもちろんありますけれども、ただ、今回の場合は、おっしゃられるように、一部の区分だけで、だけでって言えば表現がおかしいですけど、お願いする内容であります。ただ、基準額を変えてないというふうに思っております。おっしゃったとおり、5,700円が基準額であります。どういいますか、昨今の他の保険者あたりを想定しますと、この間の新聞でも6,000円を超える保険者が約8割おられるという状況にあります。そういった意味でいきますと、日南町の場合は、どういいますか、高齢化率が高くてという状況にはありますけど、こういった金額の中で保険料の1号被保険者の負担で済むという状況にありますので、とはいいいながら、やはりこれからまた上がる可能性というのは十分可能性として残しておりますので、基金についてはそういったところの対応で進めていきたいというふうに思っております。ただ、多ければいいということではないというふうには思っておりますが、やはり限定的な、限度額を決めてるわけではありませんけれども、思いとすれば、限度額を持った中で、必要とあれば、基金は、今後ですが、充当していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第9、議案第12号、日南町介護保険条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 私は、議案第12号、日南町介護保険条例の一部改正に

ついてに反対の立場から討論します。

この議案は、介護保険料の一部を、来年度、第8期から値上げするものです。値上げの対象は、御本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方たちです。当然ながら、お金持ちでも何でもなく、ごく普通に生活している方たちです。そして、この値上げによって増える保険料収入は、町にとってですけれども、年間170万円、第8期の3年間を通して510万円です。一方、介護給付費準備基金は2億円を超えています。この基金全てを保険料の値下げに使うべきとは申しませんが、新型コロナの影響で介護のサービスが一部縮小されたり、一部の利用料を値上げしたりしています。そんな中で保険料まで値上げするのは、利用者の方、被保険者の方の理解が得られないのではないのでしょうか。こういうときこそ基金を利用し、むしろ保険料の値下げに踏み切ることを求めまして、討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど基金の在り方と言われました。町長も将来のために基金を残しておくことですので、今回は全国平均、新聞で6,000円と言われました。日南町は5,700円という形で据え置きされました。一部は上がりますが、やはり長くこの介護保険を続けるためにはやむを得ない処置だと思い、僅かに上がりますが、全体的には必要だと思っておりますので、賛成でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 私は、介護保険条例の一部改正について反対の立場から討論をいたします。

先ほど同僚議員が申し上げたように、確かに基準額は5,700円、据置きです。介護保険の策定委員会の中でも議論があって、結果的には一部の所得段階で値上げになるということになっています。それで、日南町の介護保険の基準額は確かに全体的に見ても低いほうなんですけれども、所得の実態が、非常に65歳以上の方の所得の実態も低いわけで、やっぱり全体として被保険者の負担が増える分は基金を利用してでも、あるいは、基金があるのに一般会計から繰り入れる必要はないわけなんですけれども、対応すべき金額だというふうに考えて、所得段階も10段階あるわけなんですけれども、それも本当は自治事務なんだから自治体が独自につくすることもできるわけですよ。そういう点で、本当に日南町の高齢者の実態に合った介護保険料にするべきだという立場での討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号

○議長（山本 芳昭君） タブレット16ページから。

日程第10、議案第13号、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第10、議案第13号、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号

○議長（山本 芳昭君） タブレット20ページ。

日程第11、議案第14号、日南町美術振興基金条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 確認です。先日、全員協議会で佐武林蔵顕彰会ということのお話があったんですけども、この会とこの基金との関係、それから、佐武賞はどうするのか、どのように続けていくのかといったことをちょっと確認させてください。

○議長（山本 芳昭君） 村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君） 失礼します。この基金と佐武林蔵顕彰会との関係ですけども、特に関係があってというのはございません。顕彰会さんがいろいろ活動をされていくということです。

それから、佐武賞の運営といいますか、やり方ですけれども、日南町美術館のほうで引き続き佐武賞のほうはやらせていただきたいというふうに考えておりますので、予算のほうも計上はさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） すみません、ただ、基金の目的として、本町にゆかりのある芸術家などを顕彰するためというふうにありますけれども、佐武林蔵顕彰会さんへも例えば補助金を出すとか、そういったことも検討されないのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君） 今現在ではそのようなところまでは考えてはおりません。日南町ゆかりの方等の振興ということで、ハード面、ソフト面をこの基金より活用させていただきます、運用していくということを考えております。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第11、議案第14号、日南町美術振興基金条例の制定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第33号 及び 日程第13 議案第34号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの追加議案書ファイルをお開きください。

2ページから3ページ。

日程第12、議案第33号、工事請負契約の変更について（令和2年度 日南町TOWNS-NE T光化工事（第2期））、日程第13、議案第34号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）、以上、工事請負契約の変更関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第33号、工事請負契約の変更について（令和2年度 日南町TOWNS-NE T光化工事（第2期））でございます。次のとおり工事請負契約を変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名ですが、令和2年度、日南町TOWNS-NE T光化工事（第2期）でございます。

変更の理由ですが、施工実績の最終精査によります減額でございます。

金額ですが、現在の契約金額ですが、5億6,578万5,000円、これを5億6,422万800円とするものでございます。変更によります減額ですが、156万4,200円、消費税込みの金額です。

契約の相手方ですが、鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1、株式会社中電工鳥取統括支社執行役員支社長、二反田正克でございます。

減額理由でございますが、光ケーブルの延長の確定によります減額でございます。

続きまして、議案第34号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）でございますが、次のとおり工事請負契約を変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名ですが、日南町木材団地拡張造成工事。

変更の理由ですが、工事区域内の枝葉、根株を処分する経費の増額をお願いするものでございます。枝葉のほうは999立米、根株のほうは2,995立米でございます。

変更契約の金額でございますが、現在2億5,630万円ですが、2億9,966万9,700円と増額をお願いするものでございます。増額の額でございますが、4,336万9,700円、消費税込みの金額でございます。

契約の相手方ですが、鳥取県日野郡日南町丸山340番地1、日南町木材団地拡張造成工事、サワタ建設・福岡組・大柄組・日南振興特定建設工事共同企業体、代表、サワタ建設株式会社代表取締役、澤田信介でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは議案番号をお示しの上、質疑願います。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 議案第34号についての質疑をいたします。

新たに木材団地の造成工事の増額ということなんですけども、まず確認しておきたいのは、設計予算を立てられたときに、いわゆる枝葉や根株は当然伐開すれば発生するわけですから、造成して客土、新しい土を入れられるときには撤去しなければならないわけだけども、当初の設計見積りはどのようにされていたのかということが1点。

それから、この4,300万余りの増嵩について、いつの時点で当該事業者から、共同体の事業者からこの根株や枝葉の処理をするのに増額してもらわないとやれんということをいつ申入れがあったのかという点について、2点お聞きしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） この事業につきましては、今、繰越しのほうで事業を実施しております。設計につきましては、平成30年度からの事業ということで行っております。設計段階で根株の処理等、積算に見込んでいなかったかということですけども、

そちらについては設計段階では入れていなかったというふうに認識をしております。今回の工事の段階で、改めてこの部分の数量等を精査して変更するという事を考えておりました。

それと、事業者との協議なんですけども、工事のほう、契約を10月にしまして、そこから先、工事のほうに入ってもらっております。年が明けて、実際に現場のほうに雪が降ったということがありまして、ちょっと年末のほうの着手のほうが、なかなか現場のほうに入れなかったというところがありましたけども、年が明けてから具体的に協議をしまして、数量のほうを今現在いただいたというところでございます。すみません、正確な日にちにつきましてはちょっと今手持ちで持っておりませんが、年が明けて協議をしております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君） 34号の議案に対して質問をさせていただきます。

通常ならこの測量設計を委託するときに、当然この根株、枝葉が処理に含まれるものと、大体工事にはこういうものが含まれるものと自分認識していたわけなんですけど、当初契約のときに計上して、その金額の過不足に対して対応したり、当初では予測できなかった事柄に対して補正で対応するというような性質のものと自分は思うわけなんですけど、先ほどの答弁によりますと、当初から理解をしていたけど、こういった形の手法を取るというのを前提で当初の契約をしたというような説明であったわけですが、その点は間違いありませんか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 当初の設計の中に今回の増額の内容のものが含まれてなかったということでありまして、私自身も当初設計のほうに入れるべきだというふうには基本的には思っています。ですから、そういった意味で、当初の設計のくくり方、在り方というところは御意見のとおりだろうというふうに思っております。

ただ、言い訳的な話になって大変恐縮なんですけれども、御承知のとおり、この造成工事につきましては以前から計画があっておりましたけれども、いろいろ事業費の精算だとか、用地買収のことだとか、そういったところもありまして、要は二転三転って言やあおかしいですが、見直しをしてきた経過があります。そういった意味で、本来は早く発注しないといけなかったというふうに思っておりますけれども、なかなかその辺の周辺が整わなかったということでおわび申し上げたいというふうに思っておりますが、ただ、この時点に入りましたので、やはり早期完成ってところが求められておりまして、そのためには早期発注をしないといけないということになっておりまして、それは冒頭言いましたように、多少言い訳じみた話になって恐縮ですけれども。ただ、やっぱりボリュームも、2億近くの工事でありますので、相当な工事でありますので、工事の発注の在り方だとかそういったところも、どういんでしょうか、発注前にはさせていただいてるってということもあったり、あるいは、やはり雪的なこともありますので、

早めの発注をしたほうが工事完成にはやっぱり効果が高いんだらうというふうには理解をしております。そういった、入札後にしてもやっぱり現場の準備期間的などころも一月以上はかかりますので、そういったところも全体を鑑みまして、こういった形になったというふうに私自身は理解しておりますので。先ほども申し上げましたように、本来の形は当初の設計に入れるべきというところは私自身も理解をしておりますけれども、そういう経過があるってということで、過分なる御理解を賜ればというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君） ということは、当初の測量設計というかな、コンサルに委託をするときに、その委託の内容として、こういうものをコンサルに対して委託するというのは町のほうから示して、この設計委託料というのを算出されたわけですか。それとも、概算でもこういう工事を、この場所の、1.6ヘクタールぐらいだったですか、そこを全体を整備するためにコンサルをお願いしますという、こういった形でのコンサル契約を結ばれていたのか、その内容についてちょっとお聞きします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には面積に応じた造成工事をするという内容でありますので、基本的には、どういんでしょうか、内容はお互いが確認できてるというふうに思ってますし、ただ、金額につきましては、やっぱりボリューム感等の中でありまして、そういった積算で委託金額が発生するという流れになっておりますので、基本的にはおっしゃるとおりだというふうに思っておりますが、なかなかやっぱり交渉の中でエリアがきちんと確定してなかったということもあつたりしますので。そういった意味で、それをさらに枝葉だとかなんとかを精算するっていう話になるとかなりのボリューム感も出てきますので、入札の発注がさらに遅れるっていう話になります。ですから、基本形は議員のおっしゃるとおりだというふうには私自身も思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君） 要するに、設計委託をするときに根株であつたり枝葉が発生するということは十分予測できるし、そのコンサルも発生するであろうということは十分認識されていると思うわけなんですけど、それがなぜそこから抜けたということですね。同僚議員が先ほど質問の中で答えておられましたけど、この必要性を年明けにこういった処理の経費が必要だということで認識したというような今説明があつたわけなんですけど、この設計段階において根株とか枝葉が発生するということを想定をして、先ほど町長がおっしゃいましたけど、積算をして予算を組むということなんですけど、そういったことを予測して積算したコンサルとの契約がなされていたのかいなかったのかということを最後に1点聞きます。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には入ってるというふうに思っています。ただ、数量を

確定するのにやはり所要の日数が必要だというふうに思っておりますので、そういったところの中を勘案していただいて、変更対応で精査するっていう考え方で進めてきたというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 関連でありますけども、まず、設計の成果品、設計図書にこの根株等の処理工事が含まれていなかったという認識でよろしいですか。それで、その上で、含まれてなかったということについて、それはコンサル側の責任でしょうか。事前の町との打合せの中で、町からそういったことについて打合せの中に含まれておったのかどうか。設計図書に含まれていなかったことについての、コンサルの責任なのか、町の責任なのか、そちらはどうなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、もちろん当初設計に入れてないので入っておりませんけれども、ただ、その必要性は確認をして協議をしておりますので、協議の中で変更対応させてくださいっていう話で進めてきておるというふうに理解しております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） でも、それって、コンサルと町の打合せで枝葉処理工事が必要だということを認識しておりながら設計に盛り込まれなかったって、見積りをされてなかったっていうのは非常に不可解ですよ。当然造成工事を仕上げるためにはそういうものも工種の一つとして必要なわけありますから、そこは一定、経験のあるコンサルでしたら、当然そこも含めた設計が、成果品が出てくるのが普通だと思いますけども、その辺でやっぱり町との打合せが不十分だったという認識ですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 必要性は、当然現場もありますので、その必要性はあるというふうに思っておりますが、いわゆる、どういいますか、最初に立ち木がありましたので、そのまず伐採をするっていうこと、それに伴って、枝葉が残ったり、当然根株があるっていう状況は御理解いただけるっていうふうに思っております。ですから、それを当初の設計の中で、やっぱり特に枝葉あたりはボリューム感というところを調査して精査しないといけないので、仮定の数字を入れるっていう話ももちろんあったかもしれませんが、そういったところに不測の日数が発生するのに、要は早期の発注っていうところが重点に置いた考え方の中で進めてきましたので、そういったところは精査した段階で変更対応という形の中で進めたいということでスタートさせてもらっているというふうに思っております。ですから、冒頭申し上げましたように、基本はおっしゃるとおり、そういった数字を入れた中で発注すべきというふうには思っておりますけれども、そういった全体の流れの中でそういう形を取らせていただいたということだけは御理解いただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君） 同じような質問をするわけですが、枝葉にしても1,000立米、それから根株にしても二、三千立米という大変な量だというふうに思っております。前回の説明のときに、枝葉に関しては東伯のほうに資源として運搬すると、バイオマス発電の材料に使うというような説明もありましたので、今の増嵩に対する工事費の中で、例えば運搬費がかなりかかろうというふうに思いますが、それに関して再度質問いたします。もしか駄目でしたら、前回資料でというふうに申し上げましたが、このたび資料ができておりましたらお答えお願いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回の増嵩に伴いまして、そういう枝葉あたりの再利用という観点のことで、バイオマスとしても取引をする形で契約内容をさせていただいております。数量的には、枝葉のほうで約903立米を、どういんでしょうか、バイオマスの資源としての取引をさせていただく予定にしております。なお、全体的に今回の増額に対しての運搬費が約25%、処分費が75%ということで整理をさせていただいております。なお、要はバイオマスの取引につきましては若干の、ですから、マイナスの数字っていうか、そういうところが発生してる内容としておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君） そういう、大体数量的には分かりました。

もう一つ伺いたいのは、3月の工期なわけですが、それが11月ですか、ぐらまで延びると、半年以上延びるといふ、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的に、工種によって違いますけれども、工事のボリュームによりまして、いわゆる金額によりまして、標準工事日数というのが設定があります。一般的に言われてる分です。ですから、本来ですと、当初の設計の発注額に対しまして、その標準額からいきますと約1年はかかるっていう、1年前後ぐらいかかるボリュームの工事であります。ですから、本来はその中で発注しないといけないのかもしれませんが、やはり年度のことがありますので、年度の中で一回は整理をさせてもらって、工期延長という形を従来も一般的には取らせていただいておりますので、その中で繰越しをさせていただいてというのが前提になってきますので。そういった取扱いの流れをさせていただいておりますので、今回、工期延長も含めてっていう話になるというふうに思っております。ですから、本来ですと1年間ぐらいかかるボリューム量ということだけは御承知いただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君） 何か、どういんでしょうか、数字が大き過ぎて。何か所か多分確認できるところっていうのはあったと思うんですけども、コンサルもコンサルだなと思いますし、入札の設計資料のところ現場説明書、特記事項仕様書等々にこの

根株のこの記載はあったんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） なかったということで聞いております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君） そうしますと、入札するに当たりまして、積算をされる方っていうのは恐らく疑問も出ると思いますし、入札参加の共同企業体のほうからは、この質問事項っていうのは、根株あるいは枝葉の処理という質問事項っていうのはあったんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 質問についてはなかったというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） この契約につきましては、いわゆる早期に契約をするために、設計の部分で根株の処理等を設計に入れなかったということでございます。しかしながら、実際工事のことを考えた場合、最終的に11月末まで工期が延びるということなんですけれども、結局この枝葉の処理、根株の処理、これを当初設計に入れておれば、いわゆる伐採から始まって、造成、抜根とか、そういう一連の処理が並行してできたのではないかと思います。あえてこういうふうに根株の処理を追加で出すという形にすることによって逆に工期が延びたんじゃないかと私は思うわけなんですけれども、実際、当初から根株の処理を設計に含めた場合と、今回のように追加で出した場合の工期はどのように変わったかという想定をされてますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的にはないというふうに思っています。といいますのが、どういんでしょうか、先ほど申し上げましたように工事の全体の中でありますので、ただ、これから進捗する中でいろんな変化が、変化言やおかしいですが、例えば自然条件だとか、土質の関係だとか、そういったところがありますので、これからまた延びる要素、要因はあるかもしれませんが、それは現場の進捗あたりと実態と合わせながら、現場の皆さんとやっぱりすり合わせっていいでしょうか、工程会議だとか、そういったことをしていけないといけないって言うておりますので、そういった中で変更はあり得るっていうふうには思っておりますが、今回の根株あたりの関係で大きく日数が延びるっていうことは考えておりません。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） この工事は何のために行っておるかということですけども、いわゆる造成した後に工場を建てないけんということ、これが目的でございます。工場を建てられる事業者とのこの辺の日程の、工程の調整とかいうのはしっかり行って、その業者さんからは、これで問題ないというふうな回答をしっかりと得られていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） もちろんおっしゃるとおり、この工事が完成後においての新たな事業展開というところが前提の中で進めておりますので、次の事業者に迷惑がかからないように早期の完成をして、きちんとしたものに完成をすることが目的でありますので、その目的に向かって、現場の職員も含めてですが、一緒になって早期の完成に向けて頑張りたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君） これ、造成工事全部の中の今、枝葉の処理とかいうことですけど、もう1点気になったのは、聞いたんですけども、沈砂池の土質がまだ分からないと、当初予定変わるということですが、これの見通しはどうなんでしょうか。もし、分かる範囲で結構です。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 担当課のほうから説明させてもらってるというふうに思っておりますが、これから詳細設計、調査も含めてですが、しながらという話になるというふうに思っておりますので、スケジュール感につきましては、どういんでしょうか、これからの調査の結果に基づいて、現場を担ってもらってる工事会社と共同体とのすり合わせの中で進めていく形になるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君） 今回のこれで11月で納期を決めておられますが、その沈砂池も11月までに終わるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その結果は内容に応じた形になるというふうに思っておりますので、基本は早期完成というところを望んでおりますけれども、ただ、やっぱり現場の状況の変化によって対応をしていかないといけないというふうに思っておりますので、調査結果と、それから工事の内容と、それを踏まえながら工期というのは設定をさせていただきたいというふうに思っておりますので、現時点では早期完成は目的ですけども、しっかりとした工事のほうの完成も含めてやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第12、議案第33号、工事請負契約の変更について（令和2年度 日南町TOWNS-NEET光化工事（第2期））の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 3 3 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 3 4 号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 3 4 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

7 番、近藤仁志議員。

○議員（7 番 近藤 仁志君） 議案第 3 4 号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）に対し、増額契約の要因として根株等の処理に基づくものと説明がありました。本来、当初契約に計上されるべき項目であり、こういった形での変更の手法は議会として看過できないので、附帯決議の動議を提出します。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（山本 芳昭君） 賛成者がありますので、この動議は成立しました。

ここでしばらく休憩といたします。再開は 1 0 時 2 5 分からといたします。

午前 1 0 時 0 8 分休憩

午前 1 0 時 2 5 分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第 1 発議第 3 号

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま近藤仁志議員から、議案第 3 4 号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）に対する附帯決議の動議の提出がありました。ほかに 8 人の賛成者がありますので、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とします。

追加日程第 1、発議第 3 号、「議案第 3 4 号 工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）」に対する附帯決議を議題とします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君） 議案第34号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）に対する附帯決議。

議案第34号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）に対して次の意見を附すものとする。

平成30年12月議会において、木材団地土地造成に係る測量設計費2,484万円と立木補償費809万円が可決、執行されており、さらに令和元年度に造成拡張工事請負費が予算化され、繰越事業として現在工事が進められている。このたびの工事請負契約変更の主な要因である根株等の処理についても工事、工種の一つであり、設計段階、工事発注段階において事業費に積算すべきであった。本来、工事請負契約に算入されるべき経費が計上されていなかったことは遺憾である。今後、事業費の積算においては十分に精査されるとともに、再発防止策を示されたい。以上、決議する。

令和3年3月24日。日南町議会。

○議長（山本 芳昭君） 発議第3号から。

○議員（7番 近藤 仁志君） 発議第3号、議案第34号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）に対する附帯決議。

上記の議案を日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。令和3年3月24日。

提出者、日南町議会、近藤仁志。賛成者、日南町議会議員、大西保、同、古都勝人、同、岡本健三、同、荒木博、同、櫃田洋一、同、岩崎昭男、同、久代安敏、同、坪倉勝幸。以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

追加日程第1、発議第3号、「議案第34号 工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）」に対する附帯決議の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 3 5 号 及び 日程第 1 5 議案第 3 6 号

○議長（山本 芳昭君） 4 ページから 5 ページ。

日程第 1 4、議案第 3 5 号、日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、日程第 1 5、議案第 3 6 号、日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上、施設の設置及び管理関係 2 議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 3 5 号、日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することによりまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、近年の物価変動、消費税増税等に伴いまして、あかねの郷の食費の見直しを行うものでございます。

具体的な内容でございますが、給食のサービス料、施設と短期入所の部門ですが、その額を厚生労働大臣の告示する介護報酬の額、いわゆる基準費用額に引き上げるものでございます。具体的な内容ですが、現行が 1,380 円としている給食のサービス料を、4 月 1 日から 1,392 円、令和 3 年 8 月からは 1,445 円に引き上げるものでございます。

施行期日ですが、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行という内容でございます。

続きまして、議案第 3 6 号、日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。次のとおり、日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、あさひの郷の利用料金の見直しを行ったことから、条例の使用料に関する規定について改正を行うものでございます。

内容ですが、条例に規定されております食材料費、日額 1,050 円と今させていただいてるところですが、給食サービス料の 1 人 1 日の負担限度額を基準費用額とするという内容に変えさせていただきたいということです。あわせまして、共益費の今現在日額 590 円というところがありますけれども、その項目を削除させていただいて、居住費、日額 1,130 円となっているところを居住費、日額 1,430 円とする内容でございます。ごみ処理手数料として徴収しておりました共益費につきましては、水道の光熱費に該当する 300 円のみを徴収することとしまして、共益費の項目は削除させていただきます。300 円につきましては、居住費のほうに統合という形で整理をさせていただきたいというふうに思っております。

施行期日ですが、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行という内容でございます。ど

うぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは議案番号をお示しの上、質疑願います。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 議案第35号についての質問です。給食サービス料の値上げということで、最終的には1,445円へと65円値上げ、1日当たり値上げということなんですけれども、そのほかに、入居者が居室に冷暖房機を設置した場合の電気料とその他共益費というのが削除になってまして、これが町長が別に定める額となっているんですが、実際には、これを削除することによってどのぐらいの利用料の減になるのか、人にもよるのかもしれませんが、ちょっと教えてもらえますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 基本的には、今頂いている方はいらっしゃらないという、各部屋に冷房のほうついておりますので。それで、ただ、持込みの電気製品ということで、こちらについては1日当たり使用料を頂いてるということで、その部分については、これまでどおりということでございます。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第14、議案第35号、日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第35号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第36号、日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第36号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 37 号

○議長（山本 芳昭君） 6 ページから 8 ページ。

日程第 16、議案第 37 号、日南町小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 37 号、日南町小規模企業振興基本条例の制定について。次のとおり、日南町小規模企業振興基本条例を制定することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、日南町の事業者数の約 9 割を占める小規模企業の振興は本町の地域経済の発展にとって不可欠であることから、町民共通の認識として小規模企業対策の推進に取り組み、関係者と町民が一丸となって総合的かつ効果的に本町の地域経済の発展を進めるため、その基本的な方針を定めるものでございます。

施行期日ですが、この条例は令和 3 年 4 月 1 日からの施行ということでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

8 番、久代安敏議員。

○議員（8 番 久代 安敏君） 議会が昨年 12 月に陳情を採択とした小規模企業振興基本条例というもので、早速執行部が町長を先頭として、この条例を提案されたことに敬意を表したいと思います。

1 点お聞きしたいのは、条例の第 11 条ですよね、日南町は小規模企業の振興に関する施策を実現するために、必要な財政措置を講ずるものとするという、理念条例ではあるんですけども、小規模企業の振興の理念条例ではありますが、具体的に商工業者の皆さん、農業者や林業者もこれには条例上は含まれるわけですけども、特に商工業者の皆さんが新年度に向けて、具体的に財政支援が出てくると思うんですけども、こういう条例を制定されるに当たって。今後、どのような具体的な対応を、もしあればお聞かせりたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御質問の内容については、まだ具体的なところはこれからだというふうに認識していただければというふうに思っていますが、当面、現行でもいろんな形の中で制度上設けてありますので、要望事項の内容、これからの協議になりますけども、そういったところも含めて、これからの在り方は振興のための策っていうのを検討していきたいというふうに思っております。商工会自体の運営だとか、あるいは現時点ではチャレンジ企業の支援だとか、そういったものもあったりしますので、そういった内容もこれからの在り方として、意見交換ができればなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第16、議案第37号、日南町小規模企業振興基本条例の制定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第37号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第38号 から 日程第18 議案第39号

○議長（山本 芳昭君） タブレット9ページから。

日程第17、議案第38号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第13号）、日程第18、議案第39号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）、以上、補正予算関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第38号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第13号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,727万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,584万8,000円とする内容でございます。

第2条のほうで地方債の補正を入れております。今回の地方債につきましては、追加部分と変更部分と2通りあるというふうに思っておりますので、御覧いただければと思います。

主な補正の内容でございますが、まず歳入のほうですが、地方特例交付金が227万3,000円の増額です。額の確定によります内容でございます。続きまして、地方交付税ですが、1億4,950万4,000円ということで、特別交付税の確定がありましたので、ということの内容の増額でございます。最終的に、令和2年度の確定額の総額であります。4億9,950万4,000円になるものでございます。次に、繰入金ですが、減額ですが、4,953万8,000円の減額です。先ほど申し上げました特別交付税等の確定によりまして、財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。最終的な令和2年度の繰入額ですが、3,568万9,000円になる予定でございます。続きまして、町債ですが、減額ですが2,481万4,000円ということで、過疎対策事業債の減額及び減収補填債の発行の限度額の確定によります皆増でございます。

続きまして、歳出のほうですが、財政管理事務ということで1億660万5,000円、地方財政法第7条の規定によりまして、平成30年度分の純繰越金の2分の1を公共施設等建設基金に積み立てるものでございます。続きまして、日南町の林業成長産業化モデル事業で、減額で3,000万円ちょうどです。第2団地の水源調査委託業務につきまして、同事業の繰越明許費の範囲内で実施するものにさせていただきたいという内容でございます。

続きまして、議案第39号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,881万5,000円とする内容でございます。

歳入ですが、県支出金が286万円ちょうど、特別調整交付金の市町村分の最終精査による増額でございます。

続きまして、歳出のほうでございますが、病院運営整備事業ということで286万円ちょうど。病院会計への繰出金の最終精査による増額でございます。

以上、2点です。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 失礼いたします。私のほうから、一般会計の補正予算について、若干追加で説明をさせていただきます。今回、町長のほうからも説明ありましたとおり、特別交付税の確定等によりまして、最終での歳入財源が大きく変わってきております。若干補足の説明をさせていただきます。

追加議案書ファイルの16ページに歳入についての明細を表示してございます。この中で、款番号でいいますと9番、地方特例交付金につきましては、今回227万3,000円、こちらにつきましては、町長説明のとおり、最終額の確定に伴う補正でございます。

また、款番号10番、地方交付税でございます。こちらにつきましては、今回、特別交付税が1億5,000万ほどの増額補正になっております。最終の特別交付税の通知が3月19日に参りまして、4億9,950万4,000円ということで確定をいたしました。元年度比で4,200万ほどの増額になっております。主な増額要因と推定しますのは、本年度の除雪対策費あたりが、かなり例年よりたくさん要っておるというふうなところでの特交支援があったものというふうに考えております。既に確定しております普通交付税を含みます交付税全体では、32億3,527万5,000円ということで、令和元年度決算数値からいいまして、2億ほどの増額での確定をいただいたところでございます。

また、款番号21番の町債でございます。この中で、減収補填債を発行させていただく追加の補正をお願いしております。こちらにつきましては、いわゆる当該年度の基準財政収入額と実際の税收の相違の部分を精算として記載できるという仕組みでございます。今回、発行限度額を518万6,000円という通知をいただいておりますので、全

額について発行させていただきたいと思います。充当先につきましては、2年度予算の庁舎の空調の設計費に充当させていただき予定としております。あわせまして、町債、今回林業モデル事業を令和2年度事業から減額させていただいて、元年度の繰越予算の財源を取っていくというふうなことでお願いをしたいと思っております。また、財政調整基金の取崩し額が最終調整ということで、3,500万、最終的に、まで減額をさせていただきたいと思います。この予算ベースで取り崩した場合の基金残高は、年度末で20億4,200万ほどになる予定になっております。

また、歳出予算のほう、17ページでございますけれども、こちらのほう、町長の説明もありましたが、30年度決算繰越金の2分の1を下らない額を、今回1億660万5,000円を公共のほうの積立基金のほうに積立てをさせていただきというふうに考えております。

また、追加議案書の12ページのほうに地方債の補正を載せております。先ほど説明いたしましたとおりですけれども、減収補填債を518万6,000円追加いたします。そのほかの起債の方法等につきましては、記載のとおりでございます。変更につきましては、過疎対策事業を3,000万の限度額を減ずるものでございます。

以上、よろしくおんいをいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第38号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第13号）から質疑を行います。30ページからの追加補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、31ページ上段、総務課について質疑を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 積立金ということで、公共施設等施設基金積立金に積むということなんですけれども、基金の状況を見ますと、公共施設建設基金ですか、これが13億円あって、その次に、日南町地域医療総合確保基金というのが5億円ですか、ほかの基金は全部1億円以下、もちろん扱うものが違うので基金の額が違うのは当然なんですけれども、バランスという意味で一番多い公共施設建設基金に積んでいくのがいいかどうか、その辺りのことをちょっとお考えをお聞きしたいんですけれども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的に今回のこの基金に入れさせていただいたということは、将来にわたって、やはり支出がこれから伴っていこうという内容での思いの中で、こういった公共施設のほうの基金に入れさせていただきました。御承知のとおり、役場が所有をする建物っていうのはかなりありまして、これからそういったインフラの整備のことも必要だろうというふうに思っておりますので、そういった財源の一部とさせていただきたいということでの考え方でございます。よろしくおんいます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、31ページ下段、農林課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、32ページ、議案第39号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 議案第38号及び議案第39号について、質疑漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第17、議案第38号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第13号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第38号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第39号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第24号 から 日程第27 議案第32号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議ファイルをお開きください。1ページから3ページ。

日程第19、議案第24号、令和3年度日南町一般会計予算、日程第20、議案第25号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第21、議案第26号、令和3年度日南町介護保険特別会計予算、日程第22、議案第27号、令和3年度日南町介

護サービス事業特別会計予算、日程第23、議案第28号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第24、議案第29号、令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第25、議案第30号、令和3年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第26、議案第31号、令和3年度日南町下水道事業会計予算、日程第27、議案第32号、令和3年度日南町病院事業会計予算、以上、令和3年度予算関係9議案を一括議題とします。

各議案については、予算審査特別委員会を設置して審査を付託していますので、委員長から委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、久代安敏議員。

○予算審査特別委員会委員長（久代 安敏君）

予算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託になった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、日南町議会会議規則第77条の規定により報告する。

令和3年3月24日

日南町議会 予算審査特別委員会
委員長 久代 安敏

日南町議会議長 山本 芳昭 様

記

（付託案件）

- 議案第24号 令和3年度日南町一般会計予算
- 議案第25号 令和3年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和3年度日南町介護保険特別会計予算
- 議案第27号 令和3年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第28号 令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 議案第30号 令和3年度日南町簡易水道事業会計予算
- 議案第31号 令和3年度日南町下水道事業会計予算
- 議案第32号 令和3年度日南町病院事業会計予算

（審査の経過及び結果）

本委員会は、令和3年3月3日、4日、5日、8日、9日、11日、12日、15日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行った。

その結果、令和3年度各会計予算は、議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号については賛成多数で、議案第29号、第30号、第31号、第32号については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

(審査意見)

【一般会計】

1. 企画課

(1)住民参画まちづくり事業

交流活動活性化交付金に移住者誘致支援メニューを加えることとなったが、交流活動活性化交付金に係る要綱等を整備され、交付金の対象となる事業や活動を明文化すべきである。

(2)青年結婚・UIターン促進事業

①新たにお試し暮らし支援補助金の創設、住宅の改修等助成補助金に加えて空き家改修に家財道具等処分補助金が増額されるなど、移住者等の住宅需要に応えようとされているが、住宅への補助制度が複数ある。移住希望者等に分かりやすく整理し、住宅への補助制度の体系化と情報を一元発信されたい。

また、町が発行するリーフレットやホームページは常にアップデートし、助成制度の成果が上がるように工夫されたい。

さらに、令和3年度の新規事業である交流活動活性化交付金事業による地域の取り組みとの関係性について整理が必要と考える。

②移住定住相談や空き家活用の推進を図るために、令和4年度の独立機関設立に向けて準備室（新法人設立準備委員会）を設置して取り組まれるが、住居、就労、子育て支援など包括的に提案でき、期待する成果に繋がる組織及び事業展開になるよう鋭意研究、準備されたい。

(3)商工総務一般管理事務

日南町キャッシュレスシステム導入事業は、本事業の目的、地域内経済循環による活性化を達成するために、実施にあたっては広く町民が利用できるよう発行及び行政ポイント付与等検討されたい。

(4)公園施設管理事務

町民アンケートでは、子ども連れの家族が安心・安全で楽しく過ごせる公園の整備を求める声が多くあり事業の必要性は理解できる。しかし「犬温泉付きドッグラン付き公園」は、既にふるさと日南邑にドッグラン施設が開設されていることから、子どもの遊具の設置なども含めて将来を見据えた公園として幅広く町内外の住民に利用していただくために、計画の慎重な検討を求める。

2. 住民課

(1)環境保全対策事業

水質検査委託料（河川水の検査及び臨時水質検査）で、セントラルファーム（株）鳥取農場の排水が起因する検査費は農場が負担すべきである。汚水問題が発生しなければ生じない費用であり、企業の社会的責任である。

3. 福祉保健課

(1) 支え愛ネットワーク構築事業

高齢者等見守りシステムを更新されるが、あらたに利用者から利用料（550円/月）の負担を求める。このシステムは在宅での安心な生活を確保する手段のひとつであり、高齢者福祉の観点から利用者負担のあり方を検討すべきである。

(2) 病院運営事業

日南病院の収益的収支の均衡を保つために一般会計から、従来の地方交付税算入額、地域医療総合確保基金繰入金等に加えて、一般財源28,949千円を病院事業会計に繰り出すことになっている。これまでのルールどおり地方交付税算入額で不足する部分は、地域医療総合確保基金を取り崩して対応すべきである。

また、地域医療を支える日南病院の経営安定化のために、経営改善計画の策定と行政負担のあり方について議論を進めるべきである。

4. 教育課

(1) 教員住宅管理運営事務

教員住宅には現在教員以外の者が入居しており、所期の目的として利用されていない。現状に即した住宅として位置づけ、入居条件や使用料金を設定すべきである。

.....
以上であります。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

[質疑なし]

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第19、議案第24号、令和3年度日南町一般会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 私は、議案第24号、令和3年度日南町一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

まず、総務課です。一般管理事務です。正職員では有給となる休暇が、会計年度任用職員では無給となる場合があります。特に、女性が8割近くを占める会計年度任用職員で、産前・産後の休暇が無給なのはジェンダー平等の観点からも早期に改善すべきです。

次に、企画課、青年結婚・UIターン促進事業です。県のふるさとでの新しいライフステージ補助金に基づく補助事業であるにちなみ新生活応援奨励金は、年齢制限や妊娠中などの条件があり、非常に利用しにくいばかりではなく、町が移住者の属性を限定していると誤解されるおそれがあります。県が要綱を改正するまで事業を中止すべきです。

3つ目に、同じ企画課の電算管理事務です。事業自体は必要なものだと思いますが、財源に新型コロナ臨時交付金を使っています。この交付金は、事業者の方の直接支援や

PCR検査の拡充などに用いるべきです。

4つ目に、福祉保健課、高齢者等タクシー助成事業です。免許取消しや免許停止の処分を受けた住民の方も、有効な免許を保有しない点で、免許を返納した住民や免許を取得していない方と同じです。住民の福祉の増進という地方自治体の基本に立ち返り、平等にタクシーチケットを交付すべきです。

5つ目に、住民課、塵芥処理事業です。西部広域行政管理組合負担金のごみ処理施設建設費は、国の政策転換もあり、施設の建設が実現するか不透明です。このような費用は支出すべきではないと思います。

最後に、教育課、生き抜く力育成事業です。学校運営協議会制度導入のため、教育課の人的資源が今割かれるのは好ましくありません。導入は延期し、現在行っている自由授業参観や学校ボランティアなどの取組に力を注ぐべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 一般会計に賛成の立場で討論いたします。

3年度予算は前年度に比べて3.2%少ない、64億8,500万円余りの予算が立てられております。その中でも、新型コロナウイルスに関わる地方創生臨時交付金を活用した経済対策などが盛り込まれておりますし、それらを活用した中で、役場業務の円滑な運営のためにシンクライアント事業ですとか、IUターン、移住定住促進のためのお試し暮らし支援や移住者増加に向けての新法人の立ち上げに向けての準備なども進められます。また、一方で、農業関係においては担い手育成ということで、法人雇用の新規就農者に対する社会保険の助成ですとか収入保険の助成なども盛り込まれております。反対者からいろいろな発言はありましたけども、総合的に見まして、町長が施政方針で述べられておりますように、昨年までに定められた計画あるいは方針を具現化していく年だと思っております。それらに大きな期待をいたしまして、賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君） 8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 私は一般会計の予算に反対の立場から討論をいたします。

昨年3月定例会最終日は大変な事態が発生して、25日、あしたなんですけども、役場庁舎内に爆発物を仕掛けるなどという威力業務妨害事件が発生しました。私は、それについて町長はじめ執行部の皆さんが本当に大変だったと、我々議員もそうだったんですけども、開会が3時半になったりしまして、本当にまだ記憶に新しいところです。

私が申し上げたいのは、日本国憲法第15条2項は、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと規定しています。したがって、役場職員の皆さんが新年度予算を町民の福祉の増進のために最小限の経費で最大の効果をもたらす、これは地方自治法に書いてありますけども、そういうことで奮闘努力をされたことと思っています。特に、昨年から今日現在まで、新型コロナウイルス感染防止対策のために、町民の命と暮らし

を守っていくために、日夜を分かたぬ努力に対して改めて敬意を表します。

さて、一般会計の予算について、私は大きく3点について指摘し、反対します。まず、人権施策推進事業1,246万7,000円及び人権センター管理事業679万円、これはかねてから私が申し上げておりますけれども、同和教育推進協議会が日南町にはあって、実際に法律上は同和という文言は現時点ではありません。そういう中で依然として同和対策が続けられていて、本当は全ての町民、特定の地域ではなくて、全ての町民に対して広く町行政は奉仕していくべきだということから、これは日南町教育委員会に、社会教育と併せて人権教育を社会教育と位置づけて、教育委員会の所管にすべきではないかなというふうに考えます。

それと、シアトルの交流の件については、私はいつも申し上げます。今年度予算でも15人という人数を想定されていますけれども、やっぱり学校現場に義務教育課程の子供たちに、どういいますか、基本的には教育基本法の教育の機会均等に反することだと。特定の学年で全員を修学旅行の形を取るとか、やっぱりこれまでのやり方は再検討を改めてされたほうが、本当に子供たちが、全ての子供が成長すると、伸びやかに学校生活を暮らせるという観点からも、特に教育委員会にはこの点を強く要望しておきます。

それと最後に、岡本議員もおっしゃられましたけれども、西部広域行政管理組合の460億円もかけて、1か所に大きな施設を造るという計画です。早速、今年度の予算でも一定の分担金が出てきましたけれども、私は本当にSDGsの町を進めていくには、日南町は改めて広域行政の管理組合のごみ焼却場の計画に対して、ほかの自治体も説得するぐらいの意気込みで臨んでもらいたいなというふうに考えてます。

以上、大きく3点の反対の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君） 私は一般会計に賛成の立場で討論させていただきます。

今、反対者から3点の話が出ました。人権施策につきましては、日南町は他町に優れる以上のいろんな取組もされております。私については、この人権施策については評価したいと思います。

それと、2点目のシアトル交流につきましては、全て義務教育だから全員と、修学旅行ではないので、当初の目的は行きたいということでスタートしまして、もう四、五年たちましたが、行く前の生徒の話を聞き、帰ってきてからどれだけ成長したか、やはり帰ってきてから大変成長しとるなど、そして今は全児童に帰ってきて発表会してます。我々議員も見てると思うんですね、大変成長してる。そして、5年生から3年生まで5年間あるわけです。5年間に自分が行きたいといったときに、要するに、計算上、半分以上の方が行けるということで、言葉はしゃべれなくても、向こうに行っているいろんなことが分かる、大変いい事業だと思っております。

3点目は、西部広域の焼却場と言われましたが、この西部地区で1か所に、これから計画されるわけですけど、やはり各町でするのはもう無理だと思っておりますので、こ

れがこれから、以前も問題がありましたけども、その辺をクリアしながらやっていくと思います。

私は全体的に町長方針、町政運営で3点の柱で、産業振興、町民が安心して暮らせる健康なまちづくり、心豊かな生きる協働のまちづくりという町政運営を発表されましたので、これを着実に、そして、予算審査の中でも9項目にわたって審査付託しておりますので、その辺を着実に進めていっていただきたいということで賛成といたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第25号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 議案第25号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論します。

来年度から第2期鳥取県国民健康保険運営方針が始まりますが、その中で、幾つかの市町村の反対にもかかわらず、保険税水準の統一を目指す方向が示されています。保険税は各自治体がそれぞれの事情に応じて自由に決めるべきです。また、そもそも国保の財政が苦しいのは、国費の投入が足りていないからであり、統一を進めるよりも国へ財政的な援助を求めるべきです。また、子供の均等割については、子育てを重視している町として、国よりもさらに一層の減免を実施する方針を早期に示すべきと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君） 私は、本案に賛成の立場で討論をいたします。

今回の反対者の意見の中にも出ておりましたが、18歳以下の均等割のことだと思えますが、減免に対して、子育て世帯の移住定住が進むとは当然思えませんし、2020年に子育て世帯の保険料の軽減についての閣議決定がされておりますので、国も十分に対応しているというふうに考えております。日南町におきましては、税収が当然減少しておりますが、そういう中であって、令和元年ですが事業報告によりますと、経理状態

は大変よろしいように思いますし、令和3年度におきましても国保税は据え置くということですので、私は委員長報告に賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君） 8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 私は、国保の特別会計に対して反対の立場から討論いたします。

国民保険制度が始まってから約60年が経過しますが、やっぱり一番の問題は、発足当初は50%を国が国庫から支出していたわけですね、各自治体の会計に。それが今や30%になってます。全国の知事会は、今、1兆円、国は財源を見てくださいという要求を政府に行っています。しかし、いろいろと理由をつけて、実際には財政支援がなされていません。国保は今年度も税率は据置きですけども、やっぱり依然として、国保の被保険者は農業者とか自営業者が多いので、所得自体も非常に低いという実態があります。ですから、重税感もあるし、私はこの際、国にやっぱり執行部が、町長はもう積極的に財政支援をしてほしいという要望を大きな声で、県内の自治体と共同しながら、声を上げていってほしいということで、負担感が高い国保税はさらに引き下げる余裕があるということを訴えて、討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 私は、国民健康保険特別会計の予算を認定すべきという立場で討論いたします。

先ほど反対議員のほうから、国保に対する国の支援というのをしっかり求めろとおっしゃいました。この件につきましては、ありだと私も思います。しかしながら、現実味として、国、県、町というところで財源を確保する中におきまして、このたびの国保の上程されました予算、これは何だ問題がないと思います。そういうところで、私は賛成といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第26号、令和3年度日南町介護保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 議案第26号、令和3年度日南町介護保険特別会計予算に反対の立場から討論します。

昨年来、新型コロナウイルス感染症対策のため、デイサービスやショートステイのサービスが一部制限されています。そのような中、厚労省の事務連絡に沿って利用料の値上げがなされ、来年度からは一部の保険料も値上げされます。こんなときだからこそ、2億円ある介護給付費準備基金を利用し、被保険者や利用者の方の負担軽減を図るべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君） 私は、賛成の立場で討論します。

介護保険事業計画に基づいて適切に執行されていると思います。介護予防の推進や日常生活の支援、健康増進に積極的に取り組んでおられると思います。よって、賛成いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第27号、令和3年度日南町介護サービス事業特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 日南町介護サービス事業特別会計について反対の立場から討論いたします。

日南町の指定管理施設であるあかねの郷は、日南福祉会が運営することを前提に、日南町が公設民営で建設したものであります。起債償還に係る負担、新年度でいえば2,789万7,000円を日南福祉会に求めるべきではないと考えます。しかも、昨年度からは、日南福祉会に一般会計から中山間地域介護サービス確保対策事業として850万円支出していることから見ても、大変な矛盾だと思います。これまで、日南福祉会には約2億円、今後、約5億円の負担を求める予定であります。建設から15年以上経過したため、施設の修繕を一般財源で行う計画もありますけども、その負担の在り方も不明確で

曖昧であります。この際、しっかりと日南福祉会と負担の在り方について協議をされることを求めて、反対の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 私は、介護サービス事業特別会計予算を認定すべきという立場で討論いたします。

日南福祉会の元年度の決算でございますけれども、2,177万円の赤字となっております。しかしながら、以前よりは赤字が軽減したというような状況でございますけれども、引き続き厳しい経営状況が続いてると思います。そのために、経営支援を図るため、元年度からは中山間地域介護サービス確保対策の事業を創設して、令和3年度も日南福祉会に対し、850万円を予算化しております。

また、福祉会は元年度に外部コンサルによる経営改善調査を受けて、現在改善に向けて取り組んでいらっしゃいます。施設使用料につきましては、町独自の支援策を展開しつつ、福祉会も自ら経営改善を進めており、委員長報告のとおり、令和3年度予算を認定すべきと考えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 議案第27号に反対の立場から討論いたします。

同僚議員もおっしゃってるとおり、まず、起債償還額の利用料の負担はもう免除にさせていただきたいということなんですが、その上で、これも今発言がありましたけれども、非常に経営改善に取り組んでおられる、努力されてるということで、その努力した結果はやはりはっきりと働いてる職員の方の待遇改善に使うんだということを、その方針を示すためにも利用料の負担というのは免除させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君） 私は、この日南町介護サービス事業に対して賛成の立場で意見を申し述べさせていただきます。先ほどから、この施設利用料として起債償還額を福祉会のほうに求めるということでもありますけど、現時点では、これは契約に基づいたものであって、当然の措置であると、現時点では思います。そういった中であっても、福祉会の運営状態などにより、利用料の免除というものが今までなされてきております。それは、こういった形態を取っておることによって、福祉会と行政との意見交換であったり、情報交換であったり、そういった場が一つ増えるという、ある意味メリットと捉えて自分はおります。その中で、黒字というか、改善なされたときには、職員の処遇改善も当然検討されるものであろうし、そういったことをお互い話し合う場としても、やはり施設利用料としてこれを計上しておいて、その在り方について機会あるごとに話し合いを持たれることを期待して、私はこのたびの予算に賛成いたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第28号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 議案第28号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論します。

75歳以上の後期高齢者だけが被保険者であるこの保険制度は、リスクの分散がしづらい制度です。なぜなら、病気になるリスクが高く、その上、多くの方が年金で生活しており、負担能力の低い方たちのみを対象としている、そういう保険制度だからです。現にこの制度は、公費や支援金に大きく依存しています。このような制度はやめ、元の老人保健制度へ戻すべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

この後期高齢者医療特別会計におきまして、老人保健制度から後期高齢者医療制度に変わってから13年となります。私は十分定着してきたというふうに思います。今回改正されるわけですが、これはやはり現役世代に負担をかけないようにということであり、団塊の世代が75歳以上になり、現役世代の負担がますます増えていくというふうなことになります。閣議決定されたわけですが、早い段階での改正が私は必要であるというふうに思っております。

保険料については、広域連合で定めるわけですが、所得の低い方については軽減措置が取られておりますので、私は引き続きこの制度を続けていくべきだというふうに思っております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第29号、令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第30号、令和3年度日南町簡易水道事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第31号、令和3年度日南町下水道事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第32号、令和3年度日南町病院事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第40号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの人事案件ファイルをお開きください。1ページ。

日程第28、議案第40号、教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第40号、教育長の任命につき同意を求めることについて。

次の者を日南町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

住所ですが、日南町印賀1211番地。氏名、青戸晶彦。年齢が67歳です。任期ですが、令和3年4月1日から3年間でありまして令和6年3月31日まででございます。

御本人の略歴、経歴等の概要を紹介させていただきます。学歴ですが、駒沢大学のほうの文学部のほうを卒業が昭和51年3月、以来、経歴になりますが、昭和52年4月から講師をされておられまして、53年の4月から江府中学校のほうの教諭がスタートになっております。以来、町内のほうで石見東小学校、多里小学校、福栄小学校を歴任され、その次には国立三瓶青少年交流の家のほうで御活躍、その後、日野上小学校に帰られまして、同校の教頭、阿毘縁の小学校の校長と歴任をされております。以来、日野上小学校の校長、そして現在あります日南小学校の校長を務められ、平成26年3月に退職をされておられます。その後、引き続きになりますが、日南町の教育委員会のほうで家庭教育推進員、あるいは町史編さんの事務局の編さん専門員、現在ですけれども、社会教育推進員ということで現在に至っております。

なお、地域等での役職ということで、二、三紹介をさせていただきます。鳥取県の今、日野保護区の保護司、あるいは日南町の社会福祉協議会の常務理事、大宮のまちづくり協議会のほうでは総務学習部長などを今現在されております。印賀の自治会あたりでも、今現在は副会長という役職についておられます。

総合的な判断の中でお願いをしております。御承認を賜りますように、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第28、議案第40号、教育長の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山本 芳昭君） ただいまの出席は10名です。

次に、立会人を指名します。日南町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に岩崎昭男議員、近藤仁志議員の2名を指名します。

これより投票用紙を配ります。

書記は投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（山本 芳昭君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（山本 芳昭君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....
1 番 大西 保議員 2 番 古都 勝人議員 3 番 岡本 健三議員
4 番 荒木 博議員 5 番 櫃田 洋一議員 6 番 岩崎 昭男議員
7 番 近藤 仁志議員 8 番 久代 安敏議員 9 番 坪倉 勝幸議員
.....

○議長（山本 芳昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。岩崎昭男議員、近藤仁志議員は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（山本 芳昭君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票数 9 票、無効投票数なし。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対なし。

よって、議案第 4 0 号、教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第 2 9 議案第 4 1 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 4 ページ。

日程第 2 9、議案第 4 1 号、人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 4 1 号、人権擁護委員候補者の推薦に当たり議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員候補者として、安達俊夫を令和 2 年 1 2 月 3 1 日任期満了となった入澤眞澄の後任に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

内容ですが、人権擁護委員、入澤眞澄の任期が令和 2 年 1 2 月 3 1 日で満了となったため、後任として安達俊夫を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条 3 項の規定によりまして意見を求めるものです。

御本人ですが、住所が日南町宮内 3 8 8 番地 1。生年月日ですが、昭和 2 4 年 1 0 月 2 0 日ということでございます。現在の職業は農業です。任期ですが、令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年の 6 月 3 0 日までの 3 年間ということで改選をしたいと思っております。

御本人の経歴ですが、昭和 4 3 年の 3 月に鳥取県立日野産業高等学校を御卒業なされ、その後、民間でお勤めになりましたが、昭和 5 1 年 1 月からは日本電信電話公社のほうに勤務をなされ、平成 2 5 年の 1 2 月、NTT 西日本を退社されておられます。それ以後、現在まで農業という御職業でございます。その他の経歴ですが、昭和 6 3 年 4 月には日野上小学校の P T A の会長をされておられますし、また、平成の 2 7 年 4 月から 2 年間は宮内の自治会長をされておられます。

そういった経歴あるいは職歴でありますので、御承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第29、議案第41号、人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて適任と認める意見の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第41号は、原案による被推薦人を人権擁護委員として適任と認める意見に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決定しました。

日程第30 令和3年陳情第1号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議ファイルをお開きください。4ページ。

日程第30、令和3年陳情第1号、日本政府が核兵器禁止条約への署名と批准をすみやかにを行うことを求める意見書採択についての陳情書を議題とします。

この陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。

○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）

.....

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された令和3年陳情第1号「日本政府が核兵器禁止条約への署名と批准をすみやかにを行うことを求める意見書採択についての陳情書」につき、審査の結果を報告する。

令和3年3月24日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和3年3月16日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により賛成少数をもって趣旨採択と決定した。

理 由

唯一の被爆国として核兵器禁止条約の趣旨は理解できるが、核保有国の参加は望めず核廃絶に直接つながらない。

核拡散防止条約、包括的核実験禁止条約のような、核保有国を含めたものでなければならぬと考える。

.....
以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第30、令和3年陳情第1号、日本政府が核兵器禁止条約への署名と批准をすみやかに行うことを求める意見書採択についての陳情書の討論を許します。

まず、原案である陳情第1号に対する賛成者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君） 私は、この陳情を採択すべきとの立場から討論します。

核兵器禁止条約は、被爆者の方たちの長年の努力が戦後75年を経て、ようやく結実し、今年1月22日に発効いたしました。現在、条約を批准した国は全世界54か国に及びます。この条約により、核兵器は違法となり、開発、保有、威嚇など核兵器の利用に関する一切の行為が禁止されました。これは、広島、長崎の惨劇以来、長い間核兵器の恐怖にさいなまれてきた私たちの悲願とも言えます。実際、ヒバクシャ国際署名には、鳥取県と県内19市町村はじめ1,300以上の自治体の首長を含む1,370万人が署名しています。また、昨年11月のNHKの世論調査では、核兵器禁止条約に参加すべきかとの問いに対し、56.3%が参加すべきと回答し、参加しなくてもよいの25.4%を大きく上回りました。

核の傘や核兵器による抑止力などということが言われますが、それは取りも直さず、いざというときには核兵器を使い、広島、長崎のような非人道的な惨禍を繰り返すことをためらわないことを意味しています。

核兵器禁止条約が発効した今、この条約を力に、私たちは核兵器の拡散を収束させなければなりません。そのためにも、被爆国である日本の批准は必然と言えます。日本政府の批准を促すために意見書を採択すべきことを申し上げ、私の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君） 私は、この陳情に反対、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

私たちの国、日本は唯一の被爆国であります。核兵器のない世界の実現を目指すこと

は、とても大切です。しかし、日本の安全保障を考えるとときに、アメリカとの連携が重要であり、慎重に検討していくことがとても大切であると思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和3年陳情第1号に対する委員長報告は、趣旨採択です。よって、採決は陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立4名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第31 発議第1号

○議長（山本 芳昭君） タブレット5ページ。

日程第31、発議第1号、日南町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大西保議員。

○議会運営委員会委員長（大西 保君）

.....
発議第1号

日南町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年3月24日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 大西 保

.....
今回の改正内容は、令和3年4月1日に保育園が教育委員会の所管になるため、経済福祉常任委員会の所管事項を整理するものであります。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第31、発議第1号、日南町議会委員会条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第32 発議第2号

○議長（山本 芳昭君） タブレット6ページから7ページ。

日程第32、発議第2号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）

.....
発議第2号

選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書
提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年3月24日提出

提出者 日南町議会議員 岡本 健三
賛成者 同 久代 安敏

.....
——意見書を読ませさせていただきます。

.....
選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書（案）

2020年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画の第9分野・男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備では、「家族に関する法制の整備等」として「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し（中略）国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進める。」、「女性の再婚禁止に係る制度の在り方等について検討を進める。」としている。

また、法制審議会では2021年2月9日に取りまとめられた「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」では女性の再婚禁止期間に関する民法第733条の撤廃などが検討されている。

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられている。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、世論調査でも賛成が反対を上回っている。女性のみにも適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題である。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2021年3月24日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山東昭子様

内閣総理大臣 菅義偉様

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）丸川珠代様

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第32、発議第2号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君） 民法改正についてですが、この意見書を提出することについて、私は反対の立場で討論をいたします。

まず、選択的夫婦別姓制度の導入については、婚姻制度や夫婦、家族の絆や在り方、子供の立場等について、十分な国民の中で意見を検証した上で行うべきであり、現時点では反対をいたします。

次に、女性の再婚禁止期間についてであります。男女の生理的な区別の問題であり、女性に100日の再婚禁止期間を定めることにより、父子関係を明確にすることができるという合理的な根拠があり、必要であると考えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君） 私は、先ほど説明された意見書について、賛成者の一人として意見書提出すべきだという立場で討論を行います。

3月8日は国際女性デーで、国内外においても様々なイベントが開かれました。今や、国際社会では常識となっている選択的夫婦別姓制度の導入について、日本政府の法制審議会が民法改正を答申したのは1996年のことです。既に25年が経過しています。国連からは再三勧告を受けても、野党が何度法案を提出しても、与党・自民党の反対で審議がされてきませんでした。国民の約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、自民党支持層の中でも、賛成が63%です。現に国会では、菅義偉首相も、かつて選択的夫婦別姓制度に賛成していたことを示されて、政治家として責任があると国会で答弁をいたしました。2015年に最高裁が民法750条の規定を合憲とする判決を出しましたが、同時に法改正の議論は国会がその責任を果たすべきだと判決をしています。

よって、私は、今、焦眉の課題である、この選択的夫婦別姓、選択的ということが意味があるんです。別に同姓でも構わないんです。だから、個人の尊厳を大切にする夫婦別姓制度を国会で、もう速やかに審議していただきたいということを求めて、意見書の提出に賛成の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君） 私は、今回出された夫婦別姓の問題について、時期がまだ早いのではないかと、提出されました書類を読みましても、在り方に関し、国民各階層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進めるというスタンスであります。また、民法等の改正も中間の試案であります。もっともっと、安定した国をつくるためには、総論的な議論が要りましょうし、民法改正においても、まだほかの部分も検討せざるを得ないというところもあるわけでございます。

それと、文章後段に書いてありますが、夫婦同姓の強制は基本的人権に云々というような表現もあります。非常に厳しい意見書であります。特に、再婚禁止については、先ほど同僚が説明いたしましたが、そういうことで、それ以降の非常にややこしい関係が起こってはいけないということで、そういった親子の関係が壊れないようにしていくためには、私も必要だと思っております。

いずれにいたしましても、もう少し各方面で民法全体から部分的な問題、検討して、いつもいつも変えるような民法では駄目であります。民法とは、固定化ある程度されていないと、安心した国民生活は送れないと、このように感じておりますので、私は今述べた理由で反対をいたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかに。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 古都議員がいろいろ言われましたけども、この制度改正、民法改正について国で議論を進めてくださいと促すための意見書であります。ということですので、既に久代議員の発言もありましたけど、長年、俎上にはあるけども議論がされていないという状況でありますので、議論を進めてくださいという意見書でありますので、意見書を出すことについて異論はないと思います。

さらに、日本社会もグローバル化が進んでますけども、日本において日本人と外国人が婚姻をされたときには別姓が選べるんです。日本人同士のとときだけ選べないという、あくまでも選択制ですから同姓でも構わないわけですけども、外国人と日本人が日本において結婚されたときには選べるということであります。日本人同士だけがいけないということも合理的でないと思っております。選択的夫婦別姓制度を求める意見書は適切だと思います。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立3名です。起立少数です。よって、本案は、否決されました。

日程第33 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君） タブレット8ページ。

日程第33、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域整備に関する調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思
います。

桜の便りが本格化しておりまして、庁舎の裏の川べりの桜のほうも、数日のうちには
開花というふうな状況であり、暖かい日となりました。

本定例会、23日間に及びます長期間の定例会の中で、議員の皆様には全議案の御承
認をいただくことにお礼を申し上げたいというふうに思っております。人口減の中では
ありますけれども、9つの会計で約100億円の新年度予算となりました。しっかりと
執行に臨み、縮みながらも成長するモデルになるように推進していきたいというふう
に思っております。

明日ですが、聖火リレーが福島の方でスタートとなっております。日南町におきま
しても、5月21日が予定日となっております、少し当初の案よりも変更になるのか
もしれませんが、現時点では予定どおりというふうに思っております。静かなリ
レーとなるようにと思っておりますけれども、コロナ禍でのオリンピック・パラリンピックの
スタートのお祝いをしたいというふうに思っております。

次に、新型コロナワクチンの接種の情報につきまして、一言述べさせていただきます。
現時点で、日南町での接種につきまして、何点か確認ができているものについて、報告
をさせていただきたいと思っております。

最初に、第1回目の接種の数量といいたしましょうか、1箱来ますけれども、約485人
分が来る予定となっております。その中で、接種の方法ですが、4月24日からという
計画を持っておりまして、これから土曜と日曜日のお休みの日に、日南病院におきま
して集団接種という形を取らせていく方向で進めております。最初に、高齢者の皆さんを
優先ということでの、国の方向も含めてでありますけれども、最初に第1回目に来まし
たワクチンにつきましては、介護施設だとか、それと、在宅でおられて、体力低下で外
出が困難な方を優先としたいというふうに思っております。施設あたりではクラスター
が起きやすい環境があるということも含めてですが、そういった形を取らせていただく
予定としております。なお、それ以外で、どういたしましょうか、数字が残りますので、
一般の老人の皆さんの一部を第1回目のほうで加わっていただきたいというふうに思
っております。予約票ですけれども、そういうのを発送させていただきます。4月の上旬
にはお手元に65歳以上の皆さんには届くというふうに、今スケジュール感を持って、
事務的なことを進めておるところでございます。

なお、今回のワクチンにつきましては、基本的には任意でありますけれども、御理解
をいただいて接種を受けていただくことをお願い申し上げたいというふうに思ってお
ります。

また、今回はインフルエンザと違いまして、2回接種をしていただくということが、
そういう違いがあります。ですから、基本的な日程を行政側のほうで示させていただき
ながら、予約をしていただくということになっておりますので、少しインフルエンザと

違った形の中で、町民の皆さんにその日程に合わせていただけるように、切に私のほうからもお願いを申し上げたいというふうに思っております。今月号の町報に、またそういった内容の概要版を載せておりますし、また、さらに順次ワクチンが入ってくるというふうに思っておりますので、そういった流れの中で、できる限りの情報発信、PRのほうに努めていきたいというふうに思っておりますし、また、なかなか分かりにくいというところもあろうかなというふうに思っております、正直。問合せをしていただきながら、正確な判断をしていただきたいというふうに思っております。

なお、高齢者の皆さんの中で、治療だとか現在されているお方につきましては、接種までにかかりつけ医のほうと御相談をいただいて、ワクチン接種していいかどうかの御確認を事前にとっておいていただくことを切にお願いをしたいというふうに思っております。一人でも多くの皆さんに接種をいただきたいことを望んでおります。また、あわせて、引き続き感染予防に努めていただきますようお願いを申し上げたいというふうに思っております。

最後になりますが、予算審査特別委員会の審査意見内容を精査し、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、慎重な御審議にお礼を申し上げまして、3月議会の閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○町長（中村 英明君） お諮りします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（中村 英明君） 異議なしと認めます。よって、令和3年第2回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会とします。

午後0時25分閉会

議長挨拶

○議長（山本 芳昭君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、3月2日から23日間の長期にわたり審議を行い、本日、全議案を議了いたしました。会期中には、令和2年度補正予算、条例の一部改正、また、総額が9億6,000万円、そのうち一般会計は6億4,500万円、前年度と比較して5億2,800万円の減少となる令和3年度予算を御審議いただき、ただいま閉会できましたことは、議長として誠に感謝に堪えません。執行部並びに職員各位におかれましては、議案説明、議案審議に格段の御協力をいただき、誠にありがとうございました。衷心より厚くお礼を申し上げます。

令和3年度予算について、審議過程で出された要望や意見、そして、予算審査特別委

員会での審査意見などを十分精査され、執行されることを強く望みます。特に、新規事業において、事業目的や事業実施の内容が十分精査されていたとは言えない事例が見受けられました。さらに、工事請負契約の変更についても、本日附帯決議がなされました。予算は国民の税金であり、血税と言われるほど大切なお金です。予算書では数字でしかありませんが、その数字は貴い国民の血税であることを再認識され、事業の成果目標を達成できるよう最善を尽くしていただきたいと思います。

さて、今年度を振り返りますと、コロナウイルス感染症に振り回された1年でありました。そして、いまだ終息の気配を感じません。2月中に医療関係者へワクチン接種が予定をされていましたが、来月以降になるということでありますし、ワクチン接種は予防的措置でしかありません。根本的な対策は、何といたっても治療薬が完成することです。いち早く完成されることを望みたいと思います。

議員各位、そして執行部並びに職員各位におかれましては、新年度も平常の業務に加え、コロナ対策関係の業務が加わり、御多忙のことと存じます。体調管理に十分注意をされ、議会活動、そして職務に精励されますようお願いを申し上げ、閉会といたします。長期間、お疲れさまでございました。
